

新潟県条例第8号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例
 (新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
第18条 (略)	第18条 (略)
<u>(民法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)</u>	
<u>第19条 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(次項において「平成30年民法改正法施行日」という。)の前日において第51条第1項の規定による遺族年金について第55条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。</u>	
<u>2 平成30年民法改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第51条第1項の規定による遺族年金に係る当該子に対する同項、第53条、第56条及び第62条第1項の規定の適用については、第51条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「成年の子」とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、第53条、第56条第3号及び第62条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。</u>	

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(昭和51年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(遺族年金の年額に係る加算の特例)	(遺族年金の年額に係る加算の特例)
第8条 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する場合には、その年額に、当該各号に <u>定める</u> 額を加えるものとする。	第8条 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の <u>一に</u> 該当する場合には、その年額に、当該各号に <u>掲げる</u> 額を加えるものとする。
(1) 扶養遺族(退職年金条例第55条第3項に規定	(1) 扶養遺族(退職年金条例第55条第3項に規定

する扶養遺族をいう。次号において同じ。)である子が2人以上ある場合 23万6,300円 (2) 扶養遺族である子が1人ある場合 13万5,000円 (3) (略) 2～5 (略)	する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 23万6,300円 (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 13万5,000円 (3) (略) 2～5 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金について第2条の規定による改正前の新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例附則第8条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第3項及び第2条の規定による改正後の新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(以下「新昭和51年退職年金条例等改正条例」という。)附則第8条第1項の規定の適用については、新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、新昭和51年退職年金条例等改正条例附則第8条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。)にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。